

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和56年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月1日から同年11月1日まで

A社に昭和56年7月又は同年8月に入社したが、最初は見習いであり厚生年金保険に加入していなかった。同年10月の給与から厚生年金保険料が控除されるようになったが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。給料支払明細書を提出するので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給料支払明細書により、申立人が申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生年金保険の資格取得日が雇用保険の資格取得日と同日であることから、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難く、事業主が昭和56年11月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年4月1日から5年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を4年4月から同年9月までは30万円、同年10月から5年9月までは32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成5年10月1日から7年7月31日までの期間に係る標準報酬月額については、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から7年7月31日まで

日本年金機構から送られてきた「ねんきん定期便」によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低くなっている。給与明細書を提出するので、実際の給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年4月から5年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、申立人が主張する4年4月から同年9月までは30万円、同年10月から5年9月までは32万円と記録されていたところ、同年3月1日付けで、4年4月1日に遡って16万円に訂正されていることが確認できる。

また、A社における複数の被保険者についても、申立人と同様に、平成5年3月1日付けで4年4月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、当時の事業主は既に死亡しており、当該事実について確認できな

いものの、複数の同僚は、「平成4年頃には、人員削減を行っていたので、会社の経営状況は悪化していたと思う。」と証言していることから、申立期間当時、A社において厚生年金保険料等の滞納があったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成5年3月1日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について4年4月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、同年4月から同年9月までは30万円、同年10月から5年9月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）において16万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成5年10月から7年6月までの期間に係る申立人の標準報酬月額について、申立人が所持する給与明細書によると、報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 34 年 5 月 12 日から同年 6 月 1 日までの期間及び同年 10 月 20 日から 35 年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（34 年 5 月 12 日及び同年 10 月 20 日）並びに資格取得日（同年 6 月 1 日及び 35 年 7 月 1 日）に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を 34 年 5 月は 1 万 2,000 円、同年 10 月から 35 年 6 月は 1 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 10 月 1 日から 32 年 2 月 1 日まで
② 昭和 34 年 5 月 12 日から同年 6 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 10 月 20 日から 35 年 7 月 1 日まで

私の夫は、昭和 29 年 10 月頃にA社に入社してから、37 年 7 月に退職するまで継続して勤務していた。調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、オンライン記録では、A社において昭和 32 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、34 年 5 月 12 日に同資格を喪失後、同年 6 月 1 日に同社において再度同資格を取得しており、同年 5 月 12 日から同年 6 月 1 日までの記録が無い。

また、申立期間③について、A社において昭和 34 年 10 月 20 日に被保険者資格を喪失後、35 年 7 月 1 日に再度同資格を取得しており、34 年 10 月 20 日から 35 年 7 月 1 日までの記録が無い。

しかしながら、申立期間②及び③について、当時A社において社会保険業務を担当していたとする同僚及び申立人の部下であったとする者は、「申立人は勤務形態に変更なく継続して勤務していた。」と証言している上、オンライン記録によると、当該二人の同社に係る被保険者記録は当該期間も継続していることが確認できる。

また、上記の同僚二人は、「従業員は、全員厚生年金保険に加入していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③について、A社において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社に係る申立期間②前後の社会保険出張所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。申立期間③の標準報酬月額については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和34年の定時決定の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②及び③の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険出張所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険出張所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る昭和34年5月及び同年10月から35年6月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、同僚の証言から期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和32年2月1日であり、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、A社は既に解散しており、当時の事業主も死亡している上、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前から同社に勤務していたとする同僚からも厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年10月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月20日から同年11月1日まで
私は、昭和46年10月にA社B工場から同社本社工場に転勤した。1か月の記録が欠落しているのは納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA社の雇用保険の被保険者記録及び同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人と同日の昭和46年11月1日に被保険者資格を取得している元従業員は、「私が入社した時には申立人は既に勤務していた。」と証言している上、同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の証返納年月日欄において、健康保険被保険者証を返納したことを示唆する「46.10.22」と押印されていることが確認できることから、申立人の同社B工場から同社本社への異動日は同社B工場における資格喪失日と同日の同年10月20日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和46年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の

履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主も死亡しているため、申立期間に係る厚生年金保険料の納付状況を確認できないが、厚生年金保険の記録における資格取得日と厚生年金基金の資格取得日が昭和46年11月1日となっていることから、基金及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 55 年 3 月までの期間、同年 10 月から 56 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 57 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 55 年 10 月から 56 年 3 月まで
③ 昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月まで

職業柄留守にすることが多かったので、両親が国民年金の加入手続きを行い保険料納付も行ってくれた。結婚後も同居していた間は、国民年金に関する事は全て両親に任せており、「ちゃんとやってある。」と聞かされていた。独立してからは妻が国民年金の手続及び保険料納付等を行ってくれていたはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、20 歳になってすぐの昭和 41 年 7 月 15 日に払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるため、申立期間は保険料納付が可能であるが、国民年金被保険者台帳及び A 市の国民年金被保険者名簿には、国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない。

また、申立人は「国民年金の保険料納付は両親が行った。」と述べており、国民年金保険料の納付等に関与していない上、保険料納付を行ったとされる両親は既に死亡しており保険料納付等について詳細が不明である。

さらに、申立期間①は 147 か月と長期間であり、12 年余りにわたり行政側において、保険料納付等が何ら記録されないまま放置されたとは考え難い。

申立期間②について、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿により、平成 23 年 5 月 26 日付けで免除の記録が追加されていることがオンライン記録により確認でき、申立人が国民年金保険料を納付したことをうかがわせる

事情は見当たらない。

申立期間③について、B市の国民年金収滞納一覧表及び国民年金被保険者台帳によると、国民年金保険料が納付された形跡はうかがえず、昭和58年に「催告」が行われたことが被保険者台帳で確認できることから、少なくとも催告が行われた同年までは申立期間③が未納であったと推認できる。

また、申立人及びその妻は、申立期間当時の記憶が曖昧で、過年度納付等が行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から58年12月まで

結婚後、夫の両親と同居したのをきっかけに、義父母が国民年金の加入手続きを行い、保険料納付もしてくれていた。義父母は市役所へ国民年金保険料を払いに行っていたように思う。

義父母の元から独立してからは、私が夫の国民年金の手続きや保険料納付を行っていたが、自分自身の国民年金についても、納付していたと思うので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の取得状況から平成8年2月以降に払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで推認でき、申立人の「S59. 1. 6 第1号資格喪失、S61. 4. 1 第3号資格取得、H8. 11. 1 第3号資格喪失・第1号再取得」の記録が9年2月4日に追加整理されていることを踏まえると、申立期間は当時、未加入期間であり国民年金保険料を納付することはできない上、同手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間のうち昭和52年2月から54年10月までの期間について、申立人は「結婚後、義父母が国民年金の加入手続きを行い、保険料納付をしてくれた。」と主張していることから、申立人は国民年金に係る手続等に関与していない上、手続を行ったとされる義父母は既に死亡しており、国民年金に係る手続や保険料納付等について詳細が確認できない。

さらに、昭和54年11月から58年12月までの期間について、申立人は「夫の国民年金に係る手続や保険料納付は私が行った。」と述べる一方で、

自らの国民年金に係る手続等については記憶が曖昧で詳細が不明である上、申立期間の国民年金保険料を納付するためには基礎年金番号とは別の手帳記号番号が必要となるところ、オンラインシステムによる氏名検索、手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査及び国民年金手帳記号番号払出簿の現認調査を行ったが、基礎年金番号以外に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 55 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 55 年 5 月まで

私は、昭和 55 年 6 月頃に、遡って国民年金に加入し、納付できることを知ったので、48 年 4 月 1 日を国民年金被保険者資格取得日とし、そこまでの期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付した。

しかし、私の年金記録を確認すると、申立期間の納付記録が無い。当時の領収書等は所持していないが、遡って納付する上で、手続の時点からみて先の期間を納付し、直近の期間を未納にするとは考えられないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 6 月に国民年金の加入手続を行い、遡って過去の国民年金保険料をまとめて納付したと述べていることから、当時実施されていた第 3 回特例納付制度を利用したと認められるところ、同制度で納付できる保険料は 36 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の保険料であり、申立期間は、納付対象期間に含まれていない。

また、申立人の所持する年金手帳を見ると、昭和 53 年 4 月 19 日付けで国民年金被保険者資格を喪失した後、再度、同資格を取得するのは 55 年 6 月 13 日と明記されていることから申立期間は未加入期間となり、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿において、申立人が、国民年金への加入手続を行った際の被保険者資格の得喪については、制度に基づいた事務処理が行われており、昭和 46 年 3 月から 48 年 3 月までの期間についても、申立人は大学在学中であったため、申立期間と同様に未加入期間となることを行政側は認識している上、申立期間及び当

該期間以外の強制加入被保険者期間である同年4月から同年10月までの期間及び51年4月から53年3月までの期間の保険料を特例納付したことは確認できるものの、申立期間の保険料が特例納付された記録は確認できないなど、その記載内容に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から 55 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月から 55 年 7 月まで
昭和 45 年 3 月、国民年金の加入手続をするため、役場の窓口に出向いた。当時、私は個人事業主であったため、役場の窓口で「個人事業主の方は厚生年金保険に加入できないので、国民年金に加入して保険料を納付してください。」と説明を受けた。

加入後は、婦人会に対して国民健康保険料と一緒に申立期間の国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 3 月に A 町役場の窓口で国民年金の加入手続をしたとしているが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の現認調査、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料と一緒に国民健康保険料を納付していたと主張しているが、A 町の回答書によると、同町では、申立人の国民健康保険の加入履歴は無いとしている。

さらに、申立期間は 125 か月と長期間であり、10 年以上にわたり保険料納付等が記録されないまま放置されたとは考え難い上、申立人は、国民年金の加入手続をしたとする当時（昭和 45 年 3 月）に交付されるべき国民年金手帳を所持しておらず、当該国民年金手帳の色や保険料額などに関する記憶も曖

昧である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から平成元年 3 月まで

私が昭和 57 年に 20 歳に到達したのを契機に、母が国民年金の加入手続き及び保険料の納付をしてくれていたと思う。

昭和 57 年に年金手帳を取得し、確かに国民年金保険料を納付したからこそ年金手帳をもらったはずである上、申立期間の一部である平成元年 3 月分の国民年金保険料領収書を所持しており、申立期間について納付していたことは間違いがないと思う。

しかしながら、申立期間について未納とされており、納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号は平成元年 4 月 9 日に申立人に対して払い出されており、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立人はこの頃国民年金の加入手続きを行ったものと推認され、当該加入時点で、申立期間のうち大部分の期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人は、「昭和 57 年に年金手帳を取得し、確かに国民年金保険料を納付したからこそ年金手帳をもらったはずである。」と主張しているところ、当該年金手帳の被保険者の種別欄には、「3号」と記載されていることから、少なくとも国民年金の第3号被保険者制度が創設された 61 年 4 月以降に発行された年金手帳であると考えられる。

さらに、申立人は、「私が所持する国民年金保険料領収書は、申立期間の一部である平成元年 3 月の保険料に係るものである。」と主張しているが、

当該領収書には、「平成元年度3月」と記載されていることから、申立期間後の納付済みである2年3月の保険料に係る領収書であることが確認できる。

加えて、A町の国民年金被保険者台帳及び申立期間後の住所地であるB町の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれにも申立期間について、未納とされていることが確認できる。

このほか、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付を行っていたとする申立人の母親は加入手続等に関する記憶が曖昧であることから、申立期間当時の加入手続及び保険料納付の状況等が不明である上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1352

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 12 月 6 日まで

「ねんきん定期便」の記録を確認すると、昭和 54 年 10 月から 55 年 11 月までの期間の A 社における標準報酬月額が 17 万円と記録され、従前の 32 万円よりも低くなっている。申立期間当時、A 社の保有物件は社会保険事務所（当時）に差し押さえられており、社会保険事務所の職員が A 社を訪れていたことから、A 社は社会保険料の滞納があったと思うが、申立期間における報酬月額は 35 万円から 40 数万円だったと思う。厳正に調査し、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 54 年 10 月 1 日の定時決定において、A 社の代表取締役及び複数の同僚の標準報酬月額が、申立人と同様に従前と比べ低額となっていることが確認できる。

しかし、A 社の経理担当者は、「自身の標準報酬月額は相違しておらず、当社が従業員報酬月額を意図的に低く届け出たことはない。」と回答している上、上記被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、それらの記載内容に不自然な点は見られない。

また、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、A 社の代表取締役は、申立期間当時の資料は保存していないため当時の状況は不明であると回答していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

A社の退職証明書の退職年月日は平成 19 年 7 月 31 日と記載されている。同日まで勤務していたのは間違いないにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録は資格喪失日が同年 8 月 1 日ではなく、同年 7 月 31 日となっている。退職日と資格喪失日が同日になっていることを社会保険事務所（当時）はなぜ放置していたのか。調査して、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が所持するA社発行の退職証明書及び同社が保管する申立人の退職願により、申立人が平成 19 年 7 月 31 日まで同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社が保管する申立人に係る賃金台帳により、申立期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、事業主は、「申立人に係る資格喪失届を提出する際、資格喪失日を退職日と同日の平成 19 年 7 月 31 日として届け出た。申立人に係る同年 7 月の厚生年金保険料は控除していないため、納付もしていない。」と回答している上、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日の欄には同年 7 月 31 日と記載されていることが確認できる。

さらに、同僚は、「私も申立人と同様に、資格喪失日は退職日と同日になっている。」と供述しているところ、当該同僚から提出された給料明細書において、退職した月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせ

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、社会保険事務所が当該事象を放置していたとしているが、社会保険事務所が事業主から遅延無く提出された当該資格喪失届を処理することが適正でなかったという事情は無く、また、資格喪失日を末日と記載し提出された届出に対し、資格喪失日と離職日を混同する事業主が多いことから、社会保険事務所が事業所に退職日を確認したと考えられる7月30日退職という記載が備考欄に認められ、これは事業所への通知にも認められ、これが誤りであれば事業主は社会保険事務所に対して訂正の届出を行うべきところ行った形跡は認められない。

奈良厚生年金 事案 1354 (事案 1225 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 8 日から 37 年 7 月 10 日まで

前回の脱退手当金の受給に関する申立ては認められず、最も調べてほしい健康保険組合のことを無視した上、関係の無い同僚の調査ばかり行い判断されたことに納得できない。申立期間当時の資料が無いということだが、かつての上司に、同じ住所地に勤務当時の建物が残っており、社名が英語表記に変わっているだけなので、当時の資料は残っているはずであると聞いた。こうした部分も調べた上で、再度、審議をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i) A社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていること、ii) 申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 6 月 14 日付け年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時の上司に、B社に当時の関係資料が残っており、脱退手当金を受給していないことが確認できるはずであると聞いたとして申し立てている。

しかしながら、C社の全関連事業所の年金記録に係る事務を担当しているD社に照会したところ、「B社はA社の後継事業所というわけではない。また、全ての関連事業所において、申立期間当時の資料は保存年限経過のため、既に廃棄済みである。」と回答があった。

また、申立人は、昭和 37 年 7 月 10 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際に厚生年金保険被保険者証を健康保険組合に預け、数年後に被保険

者証を受け取るために健康保険組合に出向いたと主張していることから、E健康保険組合に照会したところ、「当時の関係資料は既に廃棄済みではあるものの、退職時に健康保険組合が厚生年金保険被保険者証を受け取り、数年後に被保険者に返却することは考えられない。」と回答があった。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いと主張するのみであり、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されていること、支給額に計算上の誤りが無いことなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 20 日から同年 6 月 1 日まで

A事業所（現在は、B社）に勤務していた兄の紹介で、同じ従業員として勤務していたにもかかわらず、兄には厚生年金保険の被保険者記録があり自身に無いのは納得できない。昭和 38 年 1 月から同年 5 月まで勤務していたことは間違いないので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所に勤務していた兄の紹介で同事業所に勤務し始めたと主張しているが、B社は、「申立期間当時の資料は無い。」と回答している上、当時の事業主の連絡先は不明であることから、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人の兄は既に死亡していることから、申立期間にA事業所における厚生年金保険被保険者記録の確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務状況等に係る証言は得られなかった。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間及びその前後の時期に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月 14 日から 41 年 6 月 14 日まで

申立期間について、A社の代表取締役から大学院で研究すること、及びB社C工場に勤務することを命じられ、大学院に通学しながらB社C工場に勤務していた。

申立期間における給与は、A社に毎月受け取りに行っていたので、雇用関係はA社と継続していたはずであり、厚生年金保険の記録に空白期間が存在するのは納得できない。A社における厚生年金保険被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間は、A社の指示でD大学大学院に通学しながら、B社C工場に勤務していた。」と供述しているところ、申立人に係るD大学の修了証明書により、申立人は、昭和 39 年 5 月 6 日に入学し、41 年 3 月 15 日に修士課程を修了したことが確認でき、B社C工場の複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間当時、B社C工場に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、「D大学院に週 2 日程度自宅から通学し、週の残りはB社C工場に勤務していた。」と供述しているところ、申立期間にB社C工場に入社した同僚も、「申立人は、勤務期間の半分程度は当社に勤務し、残り半分程度は大学に通学していたと記憶している。」と証言していることから、申立期間とA社における厚生年金保険被保険者記録のある期間とは、申立人の勤務形態は異なるものであったことがうかがえる。

また、A社及びE社（A社及びB社の合弁会社）は、申立期間における人事台帳及び賃金台帳は保管していないため、当時の状況は不明であるとしている上、A社の申立期間当時の代表取締役及び総務担当者は死亡又は連絡が

取れないことから、申立人の申立期間における勤務形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、上述の複数の同僚からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、具体的な供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月から29年12月まで

A社（現在は、B社）に勤務していた際の厚生年金保険被保険者記録は、昭和25年10月1日から26年4月7日までとなっている。

しかし、以前、年金相談センター（当時）でA社の記録は昭和27年9月から29年12月までと聞いた。

よく考えてみると昭和27年9月から勤めていたことを思い出したので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた際の厚生年金保険被保険者記録が、昭和25年10月1日から26年4月7日までとなっているが、勤務していたのは27年9月から29年12月までの期間であると主張している。

しかしながら、B社が保管する人事記録により、申立人は昭和25年9月4日から26年4月7日までB社に勤務していたことが確認できる上、申立人はB社に勤務したのは1回だけであると述べている。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記録の確認できる期間に被保険者記録が確認できる同僚は、申立人を記憶しているものの、申立期間に被保険者記録が確認できる同僚は申立人を記憶していない。

さらに、申立人が氏名を挙げた当時の上司に照会したが、病気療養中であり、回答を得ることができなかった。

このほか、申立人が申立期間に勤務していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、上述の人事記録により、申立人が昭和 25 年 9 月 4 日に臨時事務員として勤務し始めたことが確認できるにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得日が同年 10 月 1 日となっていることについて、B 社は、その理由は不明である旨回答しており、同僚に照会したところ、複数の同僚が勤務し始めたとする月の翌月以降の月に厚生年金保険の資格を取得していることが確認でき、B 社は臨時事務員として勤務し始めた当初は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

奈良厚生年金 事案 1358 (事案 836 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月15日から23年10月1日まで
② 昭和49年11月から61年7月1日まで

申立期間①について、前回の申立てを行った後、再度A社に勤務していた期間について年金事務所に照会したところ、一部期間が判明したが、もっと長く勤務していたはずである。

申立期間②について、B事業所で約11年間にわたって勤務していた。勤務していたことは間違いないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、昭和20年9月15日から21年8月までの期間に係る申立てについては、i) A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において19年10月1日以降の期間の被保険者記録が確認できる女性の従業員10人に申立人の勤務状況等を照会したところ、申立人を記憶している者がいなかったこと、ii) 同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているとともに、同社の商業登記簿において25年4月17日に解散していることが確認できる上、事業主の所在も不明であることから、申立人の勤務状況及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができないこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成22年9月15日付け年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「A社について、再度年金事務所に照会したところ、一部期間が判明したが、もっと長く勤務していたはずである。」と主張している。

そこで、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人の判明した被保険者期間に係る記号番号と同日(昭和19年6月1日)に記号

番号が払い出され、A社で勤務していた者 240 人を抽出し、このうち連絡が可能な元従業員 13 人に対して当時の状況等について照会を行ったが、申立人を記憶している者はおらず、申立期間①に係る申立人の勤務実態は確認できない。

また、申立人は、新たに 3 人の同僚の氏名を思い出したものの、当該同僚は既に死亡している又はA社に係る年金記録が確認できないため、当該同僚から当時の状況等を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 12 月までの期間に係る申立てについては、前回、C社における申立てを行っていたが、i) 同社の事務担当者等は、「申立人はパートタイマーとして当社に勤務していたが、社会保険には加入させていなかった。」と回答していること、ii) 同社は、申立人の勤務期間及び保険料の控除について、「資料が残っておらず、不明である。」と回答している上、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、当該期間における給与からの保険料控除について確認することができないこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 9 月 15 日付け年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間②について、B事業所（事業所名称は、D社）における勤務を主張しているところ、D社の元事業主は、「申立人が当社でパート従業員として勤務していたことは間違いない。人事記録等の資料は残っていないが、勤務期間は平成元年頃から 7 年頃までだったと思う。当社は昭和 63 年頃に設立しており、申立期間②には事業所は存在していない。社会保険には申立人を含め、パート従業員は加入させていなかった。」と証言している上、同社の元従業員も、「申立人を記憶しているが、勤務時期は覚えていない。パート従業員は社会保険に加入していなかった。」と証言している。

また、申立人が同じ業務を行っていたとして名前を挙げた複数の同僚もD社での厚生年金保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立人が申立期間②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から 52 年 10 月 1 日まで
ねんきん定期便を見ると、年度によって標準報酬月額が 10 月に極端に低くなっている。それが翌年の 4 月には戻っていたり、高くなったりしている。申立期間は日本全体が右肩上がりで給与が増加している時期であり、企業の業績も伸びているにもかかわらず、一時的に標準報酬月額が下がっていることは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B工場に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、企業業績は右肩上がりの時代にもかかわらず、一時的に下がっていることは考えられない。」と主張しているが、申立人の当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、申立人が記憶する業務の同質性の高い同僚及び同期入社と同僚の標準報酬月額においても、申立人と同様に 10 月の定時決定において下がっている年度があることが確認でき、申立人のみが他の同僚と比べ低額であるという状況はみられない。

さらに、A社は、「当時の資料を証明するものは保存期限の経過により残っていないが、永年の社会保険事務遂行の実績に鑑み、適正に処理していたものと確信している。」と回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。